

『第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』

幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015

ささえあう地域をめざして

(素案)

幕 別 町

目 次

第1章 計画策定の基本事項

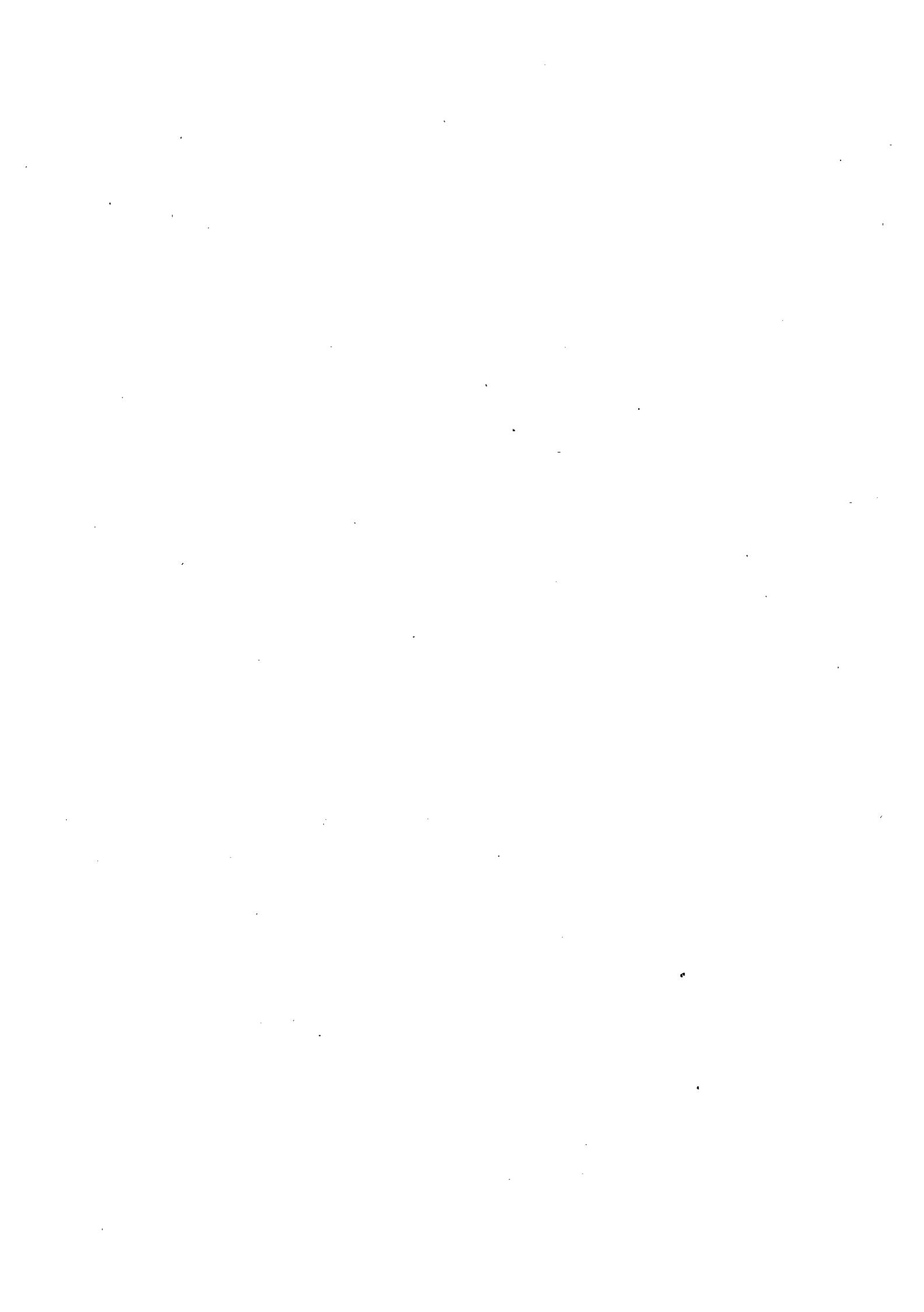
1	計画策定の趣旨	1
2	法令等の根拠	1
3	計画の期間	2
4	計画の見直し時期	2
5	計画の性格	2
6	計画策定体制及び策定後の進行管理	3
7	計画の基本理念	4
8	計画の基本目標	5

第2章 高齢者の現状と将来推計

1	高齢者等の現状	
(1)	人口構造	7
(2)	高齢者の世帯状況等	8
(3)	介護保険被保険者の状況	9
(4)	介護保険要介護（要支援）認定者の状況	10
2	高齢者等の将来推計	
(1)	人口推計	11
(2)	介護保険被保険者の推計	11
(3)	介護保険要介護（要支援）認定者の推計	12

第3章 施策の取組み

1	施策の体系	13
2	高齢者の積極的な社会参加	
(1)	高齢者の就労支援	14
(2)	生きがい活動・地域活動の推進	15
3	健康づくり・介護予防事業の推進	
(1)	各年代に応じた健康づくりの推進	17
(2)	一般介護予防事業の推進	19
4	住み慣れた地域での生活継続の推進	
(1)	地域包括支援センターを拠点とした地域包括ケアシステムの構築	21
(2)	認知症の総合的な対策への取組み	23
(3)	権利擁護の推進	25
(4)	地域支え合いネットワークの構築	26
(5)	生活環境の整備	27
(6)	ひとり暮らし高齢者等への支援体制	28
(7)	介護者への支援体制	30
5	介護保険事業の円滑な運営	
(1)	介護サービスの質の向上	31
(2)	利用者への情報提供	33
(3)	介護サービスの基盤整備	34
(4)	低所得者への配慮	35
(5)	介護サービス量の設定	37
(6)	介護保険料の設定	41
参考資料	6 過去3カ年の実績	48



第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の趣旨

我が国の将来の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上になる平成27年には3,395万人、75歳以上になる平成37年には3,657万人に達し、約3人に1人が65歳以上という状況が見込まれております。

また、高齢者の単独世帯と夫婦のみ世帯の世帯数全体に占める割合も、平成37年には25.7%と見込まれ、認知症高齢者数も国で算出した将来推計では平成37年で470万人（65歳以上人口の12.8%）に達するなど、人口構造ひとつを見ても今後10年間で様々な面から大きく変化すると考えられます。

本町においても、65歳以上の高齢者人口は平成37年には9,000人を超える、高齢化率も34.1%となる見込みであり、これまで経験したことのない高齢化が進むことが予測されます。

このような背景から、国では、平成26年6月の介護保険制度の改正において「医療と介護の連携強化」「認知症施策の推進」「介護予防と一体的な生活支援サービスの提供」に加え、「費用負担の公平化」など、平成12年の制度創設以降において最大の改正を行いました。

今後は、市町村が地域の実情に応じて、今後迎える高齢化社会に対応するための体制の確保と計画的な施策を推進することで、高齢者が重度の介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要があります。

本計画は、このような制度改革や社会情勢を踏まえつつ、「第5期幕別町総合計画」において掲げた“人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土”という目標に向けて、介護保険制度の適切な運営や介護予防事業を推進するとともに、本町が描く長寿福祉社会像の実現に向けて、これまでの高齢者施策の達成状況を評価し、地域の実情に応じた体制の確保と計画的な施策を推進するため策定するものです。

2 法令等の根拠

本計画は、国及び道の基本指針、通知を踏まえ、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を町の上位計画である「第5期幕別町総合計画」や他の関連計画との調整・連携を図りながら策定するものです。

なお、広域的な観点から進めなければならない事業については、十勝高齢者保健福祉圏における圏域市町村の計画との整合性を図ります。

【老人福祉法】～老人福祉法第20条の8第1項

市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（老人福祉事業）の供給体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を定めるものとする。

【介護保険法】～介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度（2015年度）を始期とし、平成29年度（2017年度）までの3ヵ年計画とします。

また、中長期的視点では、団塊の世代のすべての人が75歳以上になる平成37年度を見据えた計画とします。

4 計画の見直し時期

老人福祉計画及び介護保険事業計画は一体的に作成し、保険給付に要する費用の動向、高齢者福祉施策の進捗状況等を踏まえ、3年ごとに見直しを行います。

第7期計画は、平成30年度（2018年度）を始期とする3ヵ年計画となります。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
平成37年を見据えた中長期的な取組み									
第5期計画期間									
		見直し	第6期計画期間						
					見直し	第7期計画期間			
								見直し	

5 計画の性格

○ 老人福祉計画

すべての高齢者に対する高齢者福祉事業の全般にわたる計画として、寝たきり老人や虚弱老人等を対象にした在宅ケアの推進、老人クラブなどの生きがい対策や高齢者の就労などを含めた総合的な計画として策定するものです。

○ 介護保険事業計画

町内における要介護者及び要支援者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込みなどを年次ごとに定め、介護保険の事業費等の見込みを明確にし、老人福祉計画に包含されるものとして、介護保険制度の円滑な運営の基本となる事業計画として策定するものです。

○ 老人福祉計画及び介護保険事業計画の一体的策定

両計画は、介護保険給付対象サービスに関する事項や計画期間などが共通しており、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものです。

6 計画策定体制及び策定後の進行管理

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者、費用負担関係者をもって構成する幕別町介護保険運営等協議会から答申を受け、策定したものです。

また、幕別町介護保険運営等協議会は、本計画を効率的・計画的に推進していくために、本計画の進捗状況や介護サービスの状況、介護事業者相互間の連携状況等を定期的に把握していくとともに、次期計画策定に向けた検討を行っています。

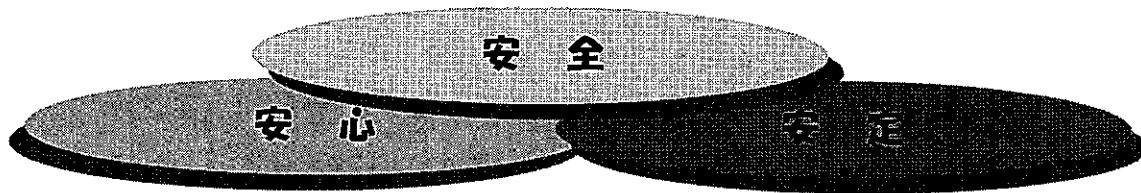
【介護保険法第117条第6項】

市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【幕別町総合介護条例第18条（介護保険運営等協議会の目的及び設置）】

介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、基本理念にのっとり、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、幕別町介護保険運営等協議会を置く。

7 計画の基本理念



高齢者に対するイメージは、これまで身体面及び経済面で「社会的弱者」と見なされがちでしたが、これからの中高齢者は、長年にわたって培ってきた豊かな知識と経験から、多元的な可能性を持つ成熟した世代であり、地域における重要な社会の構成員として、その役割を大いに発揮することが期待されています。

しかし、加齢に伴う心身機能の低下により、高齢期の日常生活に様々な支障が生じることは避けることができない事実として存在しており、介護が必要になった場合には、これを社会全体であたたかく支え合い、高齢者が安心して介護サービスを利用できる環境の確立が強く求められています。

こうした高齢者の保健福祉を社会で支える福祉文化の確立は、若年者を含めた社会の全構成員の協同の責任であるとともに、高齢者自らの自己決定、自己選択、自己表現、自己実現によって成就されていくものと考えられます。

また、行政の責務として、「介護の社会化」、「福祉の市民化」の幕開けともいわれる介護保険制度を円滑に実施していくとともに、住み慣れた地域社会の中で、すべての住民が毎日の生活を健やかに暮らしていくことができ、人生の最期まで個人の人格の尊厳を全うできる社会基盤の創造に努めていかなければなりません。

すなわち、すべての住民の個人意思の尊重と人格の尊厳が重んじられることを基礎として、住民自らの自立への努力と住民相互の共生への努力、さらにこれらを実現するための町の諸施策が、相互に密接に連携することにより、安心して健やかに生活することのできる地域社会を目指し、住民の総意に基づき、その実現を確実なものにしていこうとするものです。

このため、幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015は、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく、尊厳が失われることなく、安心して生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、その根本的な考え方を体系化したものであり、「安心・安全・安定」は、本町の将来像を展望し、本計画の目指すべき姿の基本となる軸を表した理念となるものです。

8 計画の基本目標

本計画の基本理念を精神として、地域社会の自立と活性化、さらには高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみ世帯が、介護が必要となつても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築するために、次の4つの柱を基本目標として設定します。

○ 安心して生活することのできる地域社会の創造

急速な高齢化に伴つて、介護に対する問題が老後の最大の不安要因となっています。介護が必要な状態になつても、住み慣れた家庭や地域社会の中で、残された能力を活かし、できる限り自立して生活を送れるようにするためには、地域の実情に応じた「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体となった支援体制を構築していく必要があります。

このためには、在宅ケアの充実を基本として、必要な介護サービス基盤の整備を促進していくとともに、介護サービスの質の向上に配慮していくことが不可欠です。さらに、一体的・効率的にサービスを利用できるように、保健・福祉・医療などの様々な専門的な視点から利用者の相談に対応できる体制を確立し、すべての高齢者及びその家族が安心して生活することができる地域社会の創造に努めます。

また、地域で安心して暮らしていけるように、介護者本人だけでなく認知症高齢者や介護をしている家族に対する支援や、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能の充実に努めます。

○ 健やかに楽しく生活し、意欲と能力を発揮できる地域社会の創造

高齢者の多くが、地域の中で健やかに年をとり、いきいきとした生活を送ることを望んでいます。

心身の健康をいつまでも維持し健康寿命を延長していくためには、健康の増進や疾病予防、リハビリテーションなど、きめ細やかなサービスが生涯を通じていつでも受けられるシステムづくりを推進していく必要があります。また、高齢期に入る前から健康に対する自己管理意識の高揚を図り、町民自らが寝たきりや認知症の防止といった介護予防の取組みを身近なところで利用できる保健・医療体制の整備充実を図る必要があります。

さらには、高齢者が地域や社会と関わりを持ち続けるとともに、高齢者の知恵や経験を活かすことで潤いのある生活とするために、多様な交流機会の拡充や自立を促す就労やボランティアなど社会参加の機会の提供を進めることなどにより、高齢者自らが自分の能力を活かし生きがいを持っていつまでも健康で文化的な毎日を過ごすことができるよう努めるとともに、安全で快適な生活環境づくりを推進し、健やかに楽しく生活することのできる地域社会の創造に努めます。

○ 互いに認め合い、支え合って生活することのできる地域社会の創造

高齢社会の急速な進展や社会環境の変化などにより少子高齢化が進行するとともに、人とのつながりが希薄化する現代において、孤立死や孤独死などの事例も報道されるなど高齢者を取り巻く生活環境が大きく変化していることから、明るい長寿社会の実現へ向けて、より一層の充実した取組みが求められています。

このため、住民同士による支援ネットワークづくりや地域活動の拠点づくり、ボランティア活動など、近隣住民やボランティアなど様々な人が連携することにより支え合う地域社会の形成へ向けての取組みを積極的に支援するとともに、住民参画による福祉基盤づくりを促進していく必要があると考えます。

また、高齢者が積極的に社会参加できる「場」を提供し、それが生きがいをもつて社会の一人の構成員として自覚できる機会を確保し、すべての高齢者が等しく、互いにかけがえのない人間として認め合い、支え合って生活ができる地域社会の創造に努めます。

○ 尊厳を持ち自立して生活することのできる地域社会の創造

人は福祉に関連せずに一生を終えることはないといわれています。また、近年の社会情勢の動向に伴い、日常生活の中に占める福祉に関するウェイトが年々大きくなっている状況にあります。

福祉サービスの利用者は、これまでの措置制度下において、一般的に発言力が弱く、自らの権利を十分に行使できずに十分なサービスを利用できないでいるケースもあったといわれています。

介護保険制度の施行に伴い、サービスの利用決定が措置からサービス提供事業者との直接契約へと移行したこと、要介護度に応じた必要なサービスを利用者の希望に沿って自由に選択することが可能になり、同時に、重度化、長期化している家族の介護負担を社会全体で支え合う仕組みを目指す制度の創出により、長寿福祉社会の理想の実現を図ろうとするものです。

このため、利用者保護の環境整備に万全を期す一方で、介護保険制度が「利用者本位」の仕組みとしてさらに浸透していくことを目指し、常に尊厳を持ち、自立して生活することのできる地域社会の創造に努めます。



第2章 高齢者等の現状と将来推計

1 高齢者等の現状

(1) 人口構造

平成26年10月1日現在の住民基本台帳による本町の総人口は27,629人で、うち65歳以上の人口は7,731人、高齢化率は28.0%という状況になっています。

過去の推移をみても、総人口では平成25年まで増えていましたが、近年は横這い傾向にあります。一方、65歳以上の人口は増え続いている、特に65歳以上74歳の人口の増が顕著となっています。

区分	H7	H12	H17	H22	H25.10	H26.10
総人口	24,240人	26,080人	26,868人	26,547人	27,634人	27,629人
40歳未満	11,339人	11,729人	11,187人	10,192人	10,593人	10,422人
40~64歳	8,915人	9,399人	9,612人	9,488人	9,582人	9,476人
65~74歳	2,458人	2,889人	3,217人	3,458人	3,732人	3,944人
前期高齢化比率	61.7%	58.3%	53.0%	50.4%	50.0%	51.0%
75歳以上	1,528人	2,063人	2,852人	3,409人	3,727人	3,787人
後期高齢化比率	38.3%	41.7%	47.0%	49.6%	50.0%	49.0%
65歳以上人口計	3,986人	4,952人	6,069人	6,867人	7,459人	7,731人
高齢化率	16.4%	19.0%	22.6%	25.9%	27.0%	28.0%
北海道高齢化率	14.8%	18.2%	19.9%	24.7%	26.7%	—
全国高齢化率	14.5%	17.3%	19.0%	23.0%	%	—

資料：H7～H22=国勢調査結果、H25.10、H26.10=住民基本台帳（10/1現在）

(2) 高齢者の世帯状況等

平成26年10月1日現在の住民基本台帳による本町の総世帯は12,163世帯で、うち高齢者のいる世帯は5,337世帯、総世帯に占める割合は43.9%という状況になっています。

世帯総数及び高齢者のいる世帯は増加を続けており、夫婦のみ世帯及び単身世帯といった高齢者のみの世帯が69.1%と高い状態にあります。また、高齢者のいる世帯の住居別では、持ち家の住まいが87.0%と最も高い状況にあります。

区分	H7	H12	H17	H22	H25.10	H26.10
世帯総数	8,143世帯	9,320世帯	10,113世帯	10,359世帯	12,011世帯	12,163世帯
高齢者のいる世帯	2,688世帯	3,291世帯	3,861世帯	4,309世帯	5,130世帯	5,337世帯
世帯総数に占める割合	33.0%	35.3%	38.2%	41.6%	42.7%	43.9%
高齢者のいる世帯構成	夫婦のみ世帯	794世帯	1,079世帯	1,407世帯	1,599世帯	1,732世帯
	構成比率	29.5%	32.8%	36.5%	34.3%	33.8%
	単身世帯	435世帯	581世帯	812世帯	899世帯	1,759世帯
	構成比率	16.2%	17.7%	21.0%	20.9%	34.3%
	その他	1,459世帯	1,631世帯	1,642世帯	1,811世帯	1,639世帯
	構成比率	54.3%	49.5%	42.5%	42.0%	30.9%
高齢者のいる世帯の住居別構成	持ち家	2,307世帯	2,863世帯	3,309世帯	3,749世帯	
	構成比率	85.8%	87.0%	85.7%	87.0%	
	公営借家等	204世帯	253世帯	313世帯	353世帯	
	構成比率	7.6%	7.7%	8.1%	8.2%	
	民間借家等	122世帯	125世帯	178世帯	161世帯	
	構成比率	4.5%	3.8%	4.6%	3.7%	
その他	55世帯	50世帯	61世帯	46世帯		
	構成比率	2.1%	1.5%	1.6%	1.1%	

資料:H7～H22=国勢調査結果、H25.10、H26.10=住民基本台帳(10/1現在)

(3) 介護保険被保険者の状況

平成26年10月1日現在の本町の第1号被保険者数は7,738人で、平成24年との比較では512人、率では7.1%の増となってています。

年齢別では、65歳以上74歳の人口が314人の増となっており、第1号被保険者の増加数の61.3%を占めています。

区分	H24	H25	H26
第1号被保険者数	7,226人	7,466人	7,738人
65～74歳	3,634人	3,738人	3,948人
75歳以上	3,592人	3,728人	3,790人
第2号被保険者数（40～64歳）	9,639人	9,582人	9,476人

資料：介護保険事業状況報告（毎年9月報告）

(4) 介護保険要介護（要支援）認定者の状況

平成26年10月1日現在の要介護（要支援）認定者数は1,535人で、平成24年との比較では135人、率では9.6%の増となっています。

高齢者の増加に伴い、年々、要介護（要支援）認定者は増えており、特に要介護2以下の認定者については、平成24年との比較では123人、率では13.3%の増となっています。

区分	H24		H25		H26	
	認定者数	構成比	認定者数	構成比	認定者数	構成比
要支援1	175人	12.5%	215人	14.7%	249人	16.2%
要支援2	197人	14.1%	206人	14.1%	209人	13.6%
要介護1	286人	20.4%	284人	19.4%	321人	20.9%
要介護2	264人	18.9%	287人	19.6%	266人	17.3%
要介護3	161人	11.5%	175人	11.9%	171人	11.2%
要介護4	174人	12.4%	159人	10.9%	164人	10.7%
要介護5	143人	10.2%	137人	9.4%	155人	10.1%
合計	1,400人	100.0%	1,463人	100.0%	1,535人	100.0%
第1号認定者	1,358人		1,422人		1,501人	
認定率	18.8%		19.0%		19.4%	
第2号認定者	42人		41人		34人	
認定率	0.4%		0.4%		0.4%	

資料：介護保険事業状況報告（毎年9月報告）

2 高齢者等の将来推計

(1) 人口推計

平成37年度までの年度別総人口等の推移について次のとおり推計しています。総人口は緩やかに減少し、本計画の最終年である平成29年の総人口は27,477人となる一方で、団塊の世代が65歳以上となることにより65歳以上の人口は8,459人、高齢化率は30.8%と推計します。

その後も65歳以上の高齢者数は増加し、平成37年には9,069人、高齢化率は34.1%に達し、特に平成29年までは65歳以上74歳の前期高齢者の人口が75歳以上の後期高齢者の人口に比べて多いですが、団塊の世代の年齢層が高齢化するに伴いそれぞれの割合は近接し、平成32年以降は75歳以上の後期高齢者の人口が、65歳以上74歳の前期高齢者の人口に比べて多くなることが見込まれます。

区分	H26	第6期計画				H32	H37
		H27	H28	H29			
総人口	27,629人	27,600人	27,554人	27,477人	27,208人	26,570人	
40歳未満	10,422人	10,250人	10,056人	9,891人	9,390人	8,759人	
40~64歳	9,476人	9,335人	9,274人	9,127人	9,013人	8,742人	
65~74歳	3,944人	4,059人	4,150人	4,240人	4,251人	3,706人	
前期高齢化比率	51.0%	50.6%	50.3%	50.1%	48.3%	40.9%	
75歳以上	3,787人	3,956人	4,098人	4,219人	4,554人	5,363人	
後期高齢化比率	49.0%	49.4%	49.7%	49.9%	51.7%	59.1%	
65歳以上人口計	7,731人	8,015人	8,248人	8,459人	8,805人	9,069人	
高齢化率	28.0%	29.0%	29.9%	30.8%	32.4%	34.1%	

※平成26年は9月末の実績で、平成27年以降は、住民基本台帳等を参考に推計した数値です。

(2) 介護保険被保険者の推計

平成37年度までの被保険者数の推移について次のとおり推計しています。平成29年および平成37年の第1号被保険者はそれぞれ8,459人、9,069人で、平成26年との比較ではそれぞれ721人、1,331人の増、率ではそれぞれ9.3%、17.2%の増と推計します。

区分	H26	第6期計画				H32	H37
		H27	H28	H29			
第1号被保険者数	7,738人	8,015人	8,248人	8,459人	8,805人	9,069人	
65~74歳	3,948人	4,059人	4,150人	4,240人	4,251人	3,706人	
75歳以上	3,790人	3,956人	4,098人	4,219人	4,554人	5,363人	
第2号被保険者数(40~64歳)	9,476人	9,335人	9,274人	9,127人	9,013人	8,742人	

(3) 介護保険要介護（要支援）認定者の推計

要介護（要支援）認定者の推計は、現在の年齢区分ごとの認定率をベースに見込んだ結果、平成29年の要介護（要支援）認定者は1,846人で、平成26年との比較では311人、率では20%の増と推計します。

その後も高齢者の増加及び長寿命化に伴い、年々、要介護（要支援）認定者及び認定率は増加する傾向にあり、平成37年の要介護（要支援）認定者は2,383人と推計します。

区分	第6期							
	H26		H27		H28		H29	
	認定者数	構成比	認定者数	構成比	認定者数	構成比	認定者数	構成比
要支援1	249人	16.2%	285人	17.4%	325人	18.6%	367人	19.9%
要支援2	209人	13.6%	224人	13.6%	234人	13.4%	244人	13.2%
要介護1	321人	20.9%	344人	20.9%	371人	21.3%	398人	21.6%
要介護2	266人	17.3%	272人	16.6%	275人	15.8%	278人	15.0%
要介護3	171人	11.2%	180人	11.0%	187人	10.7%	193人	10.5%
要介護4	164人	10.7%	175人	10.7%	179人	10.3%	183人	9.9%
要介護5	155人	10.1%	161人	9.8%	172人	9.9%	183人	9.9%
合計	1,535人	100.0%	1,641人	100.0%	1,743人	100.0%	1,846人	100.0%
第1号認定者	1,501人		1,611人		1,712人		1,813人	
認定率	19.4%		20.1%		20.8%		21.4%	
第2号認定者	34人		30人		31人		33人	
認定率	0.4%		0.3%		0.3%		0.4%	

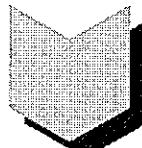
区分	H32		H37	
	認定者数	構成比	認定者数	構成比
要支援1	440人	20.7%	494人	20.7%
要支援2	272人	12.8%	298人	12.5%
要介護1	457人	21.5%	507人	21.3%
要介護2	322人	15.1%	360人	15.1%
要介護3	227人	10.7%	258人	10.8%
要介護4	202人	9.5%	229人	9.6%
要介護5	207人	9.7%	237人	10.0%
合計	2,127人	100.0%	2,383人	100.0%
第1号認定者	2,092人		2,349人	
認定率	23.8%		25.9%	
第2号認定者	35人		34人	
認定率	0.4%		0.4%	

第3章 施策の取組み

1 施策の体系

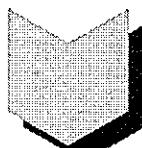
【基本理念】

「安心・安全・安定」



【基本目標】

- 安心して生活することができる地域社会の創造
- 健やかに楽しく生活し、意欲と能力を發揮できる地域社会の創造
- 互いに認め合い、支え合って生活することができる地域社会の創造
- 尊厳を持ち自立して生活することができる地域社会の創造



【施策の体系】

高齢者の積極的な社会参加

- ・高齢者の就労支援
- ・生きがい活動・地域活動の推進

健康づくり・介護予防事業の推進

- ・各年代に応じた健康づくりの推進
- ・介護予防事業の推進

住み慣れた地域での生活継続の推進

- ・地域包括支援センターを拠点とした地域包括ケアシステムの構築
- ・認知症の総合的な対策への取組み
- ・権利擁護の推進
- ・地域支え合いネットワークの構築
- ・生活環境の整備
- ・ひとり暮らし高齢者等への支援体制

介護保険事業の円滑な運営

- ・介護サービスの質の向上
- ・利用者への情報提供
- ・介護サービスの基盤整備
- ・低所得者への配慮
- ・介護サービス量の設定
- ・介護保険料の設定

2 高齢者の積極的な社会参加

(1) 高齢者の就労支援 【事業実績】P48参照

現状と課題

高齢者就労センターを設置して以来、60歳以上の方を会員として、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、着実に伸展し、活力ある高齢社会の実現に重要な役割を果たしており、平成25年度は、公共・民間の事業を合わせて、約6,000万円の事業実績となって います。

しかしながら、元気な高齢者が増加する一方で、会員の登録が伸びていないのが現状であり、高い就労意欲をもつ高齢者が長年培ってきた知識と経験を生かし、社会の支え手としていきいきと活躍し続けてもらうための環境づくりが重要になってきます。

今後も、高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材の確保を進めるとともに高齢者就労センターの理念にあった雇用機会の拡大等に努める必要があります。

施策の方向

① 高齢者就労支援センターへの支援

豊富な経験や技能をもった団塊世代の方々を会員として迎え入れ、「新たな職種」を開拓していくことで雇用機会を拡大していきます。

② 企業等における高齢者雇用促進

働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、町内の企業等に働きかけを行うとともに、情報提供に努めています。

＝主要事業＝

- ◆ 高齢者就労支援センターへの支援
- ◆ 高齢者の雇用確保措置の事業者への周知・啓発

【高齢者就労支援センター】

60歳以上の方を会員として、民間企業や個人などからの依頼に応じて、除草や草刈などの単純作業や除雪といった作業が行われています。

(2) 生きがい活動・地域活動の推進

現状と課題

【事業実績】P48・P49参照

本町では、高齢者の皆さんのがいきいきと暮らす活動の場として、老人クラブ活動への支援・助成や生涯学習機会の充実などに取り組んでいます。

しかし、会員数の減少や参加者が固定化している傾向にあり、生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動等の機会と情報の提供、高齢者自身が積極的に参加しようとする意欲を引き出すためのきっかけづくりを進めることができます。

また、各種アンケート調査では、高齢でも趣味や楽しみを持っている方が多いことや、高齢になっても仕事やボランティア活動に取り組みたい方が多いことから、高齢者の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」を提供することで地域や社会と関わりを持ち続けることを可能とし、高齢になっても社会の構成員である自覚ができる機会を確保する必要があります。

施策の方向

① 老人クラブ活動への支援

自主的で魅力ある老人クラブづくりを支援します。

② 生涯学習機会の拡充

関係機関との連携を図りつつ、文化・スポーツ活動など生涯学習機会の拡充を図ります。

③ 高齢者の持つ知識や技能を活かす場の充実

「人生学博士制度」の活用など、高齢者の知識や技術を地域の中で活かす場として、学校教育や生涯学習活動における講師としての活用の促進やボランティア活動など地域における高齢者の活躍の場づくりに努めます。

④ 生きがいづくりを支援する人材の育成

高齢者や、今後高齢者となる人に対して生きがいづくりや地域づくりに携わるボランティア活動への参加を促進します。

⑤ 世代間交流事業の推進

高齢者の生きがい活動や高齢者間の相互交流を図るため、高齢者が気軽に集える憩いの場の充実を図るとともに、保育所の行事を通じた交流など幼少期における福祉教育と世代間交流を進める事業の展開をしていきます。

⑥ 敬老事業の実施

長寿を祝福するとともに、住民の敬老思想の高揚を図ることを目的に、敬老事業を引き続き実施していきます。

＝主要事業＝

- ◆ 老人クラブ活動への支援
- ◆ 人生学博士の育成と活用
- ◆ 老人福祉センター等の維持管理
- ◆ 地域敬老事業の支援、敬老祝金の実施
- ◆ しらかば大学への支援
- ◆ 生きがい活動支援通所事業の実施
- ◆ 世代間交流事業の展開

【老人クラブ】

高齢者の自主的な組織活動で、会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする活動が行われています。

【しらかば大学】

健康や趣味についての必要な知識や技能を身につけるとともに、グループ活動を通して豊かな人間関係を養い、生きがいのある人生を創造するための活動が行われています。

【人生学博士】

貴重な「技」を有する高齢者の方に対し、生涯を健康で生きがいをもって社会活動ができるよう、各分野の達人を「人生学博士」として認定しています。また、行事や町内活動において、人生学博士に対し、指導や講演の依頼をすることができます。

【生きがい活動支援通所事業】

家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設を会場として、参加者の希望に応じて、健康体操、趣味活動等を行なっています。

幕別地域・・健康体操や趣味活動を行う「いきいきエンジョイ教室」、陶芸教室

忠類地域・・昼食交流会、バス遠足

【老人福祉センター等】

① 老人福祉センター（依田）

町内に居住する高齢者の方に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場を提供する施設です。

② 老人健康増進センター（札内青葉町・駒島・軍岡）

高齢者などの健康増進とゲートボールの普及振興及び健全なスポーツレクリエーション活動の場所を提供する施設です。

③ ふれあい交流館（宝町・途別・旭町・千住）

介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者が要介護状態になったり、状態がさらに悪化することを予防するための拠点施設で、地域の方との連携の中で高齢者の社会参加の促進を図り、様々な介護予防事業を行なっています。

【敬老祝金】

高齢者の方に対し敬老祝金を支給し、その長寿を祝福します。

年齢80歳の方・・15,000円

年齢87歳の方・・20,000円

年齢100歳の方・・50,000円

3 健康づくり・介護予防事業の推進

(1) 各年代に応じた健康づくりの推進

現状と課題

【事業実績】P50・P51参照

「まくべつ健康21」に基づき、生活習慣病対策として、メタボリックシンドロームの予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

高齢者生活アンケート調査では、日常生活では自立していても、何らかの病気などにより通院している方が多いことから、個人の心身状況の維持・増進をするためには、まず自分自身でしっかりと心構えを持つことが重要です。

また、高齢期の健康づくりは、高齢期に入る前、そして要支援・要介護状態になる以前から、本人の生活の中に習慣として取り入れていくことが大切であることから、年齢・性別・心身状況等、個人ごとの必要・希望に応じた健康づくりに取り組むことが重要です。

施策の方向

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

特定健康診査の受診率の向上をめざし、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の発症を予防します。また、すでに治療している方は、医師の指導に基づき保健指導を実施し、疾病の重症化を予防します。

② 健康に関する生活習慣の改善

食生活・身体活動・こころの健康・飲酒・禁煙・口腔機能の維持といった生活習慣の改善について、各ライフステージごとに目標を定めて住民と一緒に取り組みます。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持向上

健康で長生きするためには、生活習慣病予防とともに、外出できる機能の維持が重要なことから、元気な中高年期からの介護予防対策に取り組みます。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康づくりは、自治体の保健分野だけでなく、民間団体・企業・学校などの活動も重要なことから、お互いの情報が共有できるよう、庁内関係各課と連携を図ります。

＝主要事業＝

- ◆ 子育て世代からの生活習慣の改善
- ◆ 健康教育・栄養指導の実施
- ◆ 特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施
- ◆ 定期予防接種の実施
- ◆ 食育事業の推進
- ◆ 各種運動教室の実施
- ◆ 成人歯科検診の実施
- ◆ 各種がん検診の実施

【食育事業】

食に関する知識と、食を正しく選択する力の習得を目的とし、食文化の継承や食品の安全性及び地産地消の重要性について学ぶ事業

【特定健康診査】

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病を予防することを目的に、血液検査を中心とした検査の総称。

【特定保健指導】

特定健康診査の結果により、メタボリックシンドロームと判定された人、あるいは一定のリスクを持つ方に対して生活改善を目的とした保健師・栄養士・看護師による指導。

【健康教育・栄養指導】

生活習慣病の知識やその予防に関すること、食生活の改善のための栄養指導や調理実習、口腔衛生や疾病予防に関する講習会や健康相談。

【後期高齢者健康診査】

75歳以上の高齢者を対象にした特定健康診査と同様の検査の総称。

【成人歯科検診】

満20歳以上の町民に対し、歯周病疾患の早期発見を目的として実施している歯科検診。

【定期予防接種】

高齢者におけるインフルエンザワクチンや成人肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施。

(2) 一般介護予防事業の推進

現状と課題

【事業実績】P52参照

介護保険法の基本理念である「自立支援」を推進するために、介護予防に重点を置き、地域包括支援センターが中核となり、全ての高齢者を対象とした一次予防事業、加齢等による心身の生活機能の低下している高齢者を対象とした二次予防事業を実施しています。

一次予防事業では、介護予防に関する普及啓発として、出前講座や自主的なサークルにおいて介護予防に関する知識や情報提供等を実施しています。二次予防事業の通所型介護予防事業の充実により、参加者の運動機能の維持等が図られています。今後は、介護予防の効果を継続させてゆくためにも、事業を終了した方が引き続き介護予防活動に取り組めるような環境を整備することが重要です。また、介護予防は、個々の心身の改善のみを目指すのではなく、高齢者自身の生きがいを醸成し、地域における支え合いの担い手を育成するなど、高齢者の培われた力を生かした地域づくりを積極的に展開する必要があります。

施策の方向

① 介護予防把握事業

日常圏域生活ニーズ調査の実施後、個人アドバイスを通じて介護予防対象者の把握に努めるとともに、集計結果を活用して地域内の課題を明確にし計画を評価していくほか、「見える化システム」による他保険者との比較を行うことで、本町のサービスに偏りがないか検証していきます。

② 介護予防普及啓発事業

「出前講座」などの機会を通じて、介護予防のための正しい知識や実践の周知を行います。

③ 介護予防活動支援事業

地域における住民主体の活動を育成するため、介護予防ポイント制度の取組み事例をの周知など啓発活動を行うとともに、専門職によるアドバイスや助成を充実させることで、高齢者の社会参加を促し地域における支え合い体制を支援します。

④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行うことにより、次期計画への取組みに反映させます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民憩いの場などへのリハビリ専門職などによる関与を促進します。

二主要事業二

- ◆ 日常生活圏域ニーズ調査の実施
- ◆ 介護予防ポイント制度の充実
- ◆ 一般介護予防事業評価事業
- ◆ 介護予防普及啓発事業の実施
- ◆ 地域介護予防活動支援事業
- ◆ 地域リハビリテーション活動支援事業

【日常圏域生活ニーズ調査】

主に生活機能の面から地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために行います。

【見える化システム】

介護保険事業の現状分析を支援するツールです。日常生活圏域ニーズ調査結果などの情報を地図及びグラフにより「見える化」して保険者間の比較を行うことにより、実行状況を検証し必要な施策を検討します。

【介護予防普及啓発事業】

介護予防に関する講演会や研修等を開催し、介護予防の重要性を周知します。また健康体操や脳きたえーなど楽しみながら気軽に取組める介護予防の普及啓発を行います。

【介護予防ポイント制度】

65歳以上の高齢者（幕別町第1号被保険者）が、介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するため、予め登録された施設及び事業にボランティア活動として参加する。この活動実績に応じて、ポイントを付与し、年度末において集めたポイントを換金する制度を実施します。

【介護予防活動支援事業】

介護予防ポイント制度などを通じたボランティア人材の育成、地域活動への支援を充実するとともに、地域の支え合い活動を支援します。

【一般介護予防事業評価事業】

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

【地域リハビリテーション活動支援事業】

通所サービスや訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民の通いの場等にリハビリテーションの専門職を派遣して、生活機能の向上を図る体制づくりを検討します。

4 住み慣れた地域での生活継続の推進

(1) 地域包括支援センターを拠点とした地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

地域包括支援センターは、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職種を配置し、高齢者の総合相談窓口や介護予防、権利擁護事業等に取り組んでいます。

今後も増加する高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、医療と介護の連携強化や日常的な生活支援サービスの提供とともに、地域包括支援センターには、高齢者に関わる様々な問題を解決する力が一層求められます。

施策の方向

① 地域包括支援センターの充実

高齢者の増加とともに相談件数は増加し、相談内容は多様化・複雑化していく中で、高齢者の身近な相談窓口としての機能を果たすため、地域包括支援センターが核となり、高齢者本人や家族、医療、介護サービス事業者、関係機関や地域の人々とのネットワークを構築し、地域の実情に応じた体制整備を行います。

また、多職種協働による地域ケア会議を開催し、個別課題の解決のほか介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上、地域課題の把握等を行います。

② 在宅医療・介護連携の構築に向けた取組み

医療・介護を必要とする在宅高齢者を支援するため、地域の医療・介護サービスの把握、医療・介護関係者の会議や研修の実施、相談の受付など在宅・医療介護サービス体制の構築に努めます。

③ 生活支援・介護予防サービスの実施

要支援者などの様々な生活ニーズに対応するため、既存の予防給付の訪問介護・通所介護サービスや二次予防事業に加え、住民主体の支援等も含めたサービスを検討し実施します。

また、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を配置します。

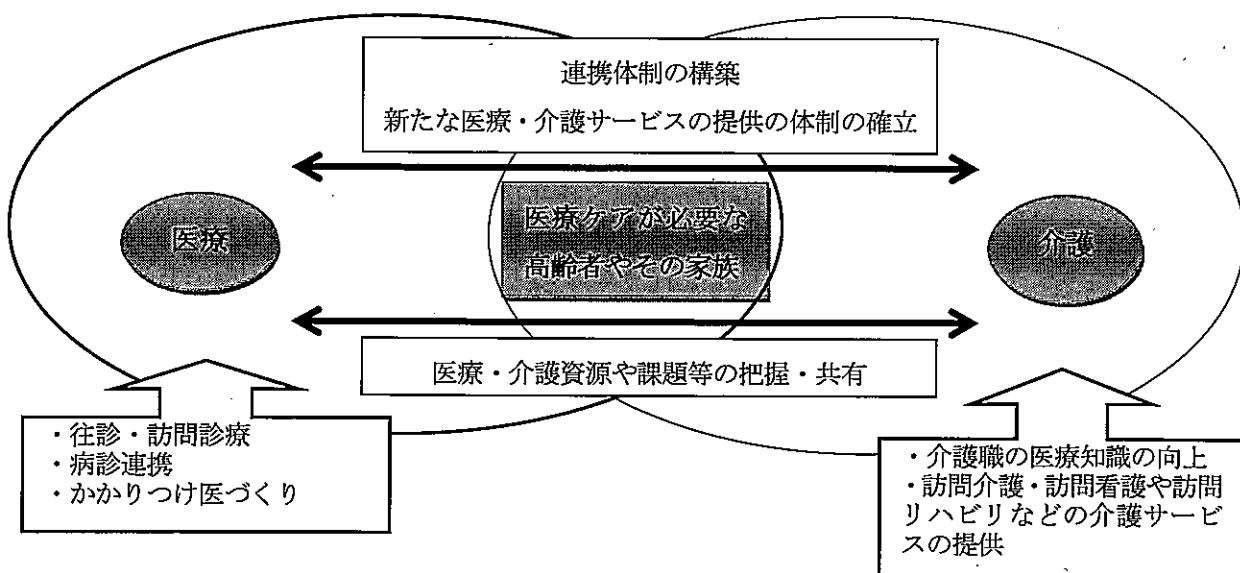
＝主要事業＝

- ◆ 多職種協働による地域ケア会議の充実
- ◆ 在宅医療・介護連携の構築
- ◆ 生活支援・介護予防サービス事業の実施
- ◆ 介護予防ケアマネジメントの実施
- ◆ 生活支援コーディネーターの配置

【地域包括支援センター】

高齢者の福祉、医療、権利を守るために、生活全般を支援するための総合機関です。総合相談窓口が設置され、介護保険サービスだけでなく、権利擁護、虐待などの相談に対し、さまざまな制度や地域資源と連携し支援します。また、要支援者や特定高齢者の介護予防ケアプランの策定、評価を行います。

【医療・介護連携のイメージ】



【生活支援・介護予防サービス事業】

要支援認定者と基本チェックリスト該当者を対象に、次の事業を実施

- 訪問型サービス・・要支援者に対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供
- 通所型サービス・・要支援者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
- 他の生活支援サービス・・要支援者に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供
- 介護予防ケアマネジメント・・要支援者に対し、総合事業によるサービスなどが適切に提供できるようケアマネジメントを行う

【生活支援コーディネーター】

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

(2) 認知症の総合的な対策への取組み

現状と課題

【事業実績】P53参照

認知症は、いろいろな原因で脳の一部の細胞が機能しなくなつたため、または働きが悪くなつたために様々な障害がおこり、生活するうえで支障が出ている状態で誰にも起こり得る病気であります。認知症の早期対応を実現するためには、本人だけでなく周囲の方が認知症の兆候に早期に気づくことが重要であり、そのためには認知症に対する正しい理解と適切な対応が必要となっています。また、認知症高齢者の介護は、常時の見守りが必要であるため、本人への適切な介護サービスの提供ばかりではなく、介護する家族の精神的な負担軽減の対策が必要となっています。今後は、認知症になつても、できるだけ地域で暮らしていけるよう、医療機関や介護事業者、地域住民などの連携による支援体制が求められています。

施策の方向

① 認知症に対する正しい知識の普及啓発

認知症に関する普及啓発事業を拡充し、認知症への理解の促進と偏見等の解消を図るとともに、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に適切な対応ができるよう認知症ケアパスを普及することで、認知症を疑う症状が生じた町民の不安軽減を図ります。

② 認知症の早期発見・早期対応の体制整備

認知症と疑われる人やその家族を早期に訪問し、認知症の人のアセスメントや家族の支援等を行うことで、症状の悪化を防ぎ適切な対応を行うための支援体制の構築を進めます。

③ 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族からの相談業務などを行う体制を整備します。

④ 地域における認知症支援体制の構築

認知症サポーターを養成し、地域での見守りを支援していきます。また保健・医療・福祉・地域ボランティア等の連携により総合的な支援体制を整備します。

⑤ 認知症介護の質の向上

医療職や介護職など、認知症ケアに携わる他職種協働の研修会を実施し、認知症への対応能力の向上と、医療と介護の連携を深めます。

二主要事業二

- ◆ 認知症ケアパスの作成・普及
- ◆ 認知症初期集中支援チームの設置
- ◆ 徘徊高齢者家族支援事業の実施
- ◆ 認知症地域支援推進員の配置
- ◆ 認知症サポーターの養成

【認知症ケアパス】

認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するための、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と普及を推進します。

【認知症地域支援推進員】

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を配置します。

【認知症初期集中支援チーム】

認知症の初期の段階で医療との連携のもとに認知症の人やその家族に対して個別の訪問等を行い適切な支援を行うことで、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

【認知症サポーターの養成】

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を支援するボランティアを養成します。

【在宅介護者の集い】

日帰り旅行などを活用して、日頃の介護体験などを話し合い、介護者相互の交流の機会を提供し、介護者の心身の元気回復を図っています。

【徘徊高齢者家族支援事業】

高齢者等が徘徊した場合に、人工衛星を利用した測位システムにより、介護する方が直接電話等により所在を検索し、居場所を確認することができる携帯型の徘徊感知器を貸与します。（徘徊感知器の加入料及び月額基本料は無料。ただし、検索に要する電話の通話料等は利用者負担）

(3) 権利擁護の推進

現状と課題

【事業実績】P53参照

認知症などにより、判断能力が充分ではない高齢者に対する虐待や詐欺行為が社会問題になっています。判断能力が充分ではない高齢者の生活を支えるため、成年後見制度の普及・促進や、消費者被害防止、高齢者虐待防止など、権利擁護に関する制度や諸施策の充実が求められており、本町においても権利擁護に関する相談件数は年々増加傾向にあります。

また、虐待などの権利侵害から高齢者を守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう切れ目のない支援体制の整備、継続した支援が必要となっています。

施策の方向

① 高齢者虐待防止の取組み

高齢者虐待と疑われる事例を早期発見・早期解決ができるよう、相談窓口の体制整備や地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。また、高齢者虐待に関する啓発普及に努めます。

② 高齢者虐待発見後の支援体制

高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対しては、養護施設の入所などの必要な措置を講じます。また、虐待が起きた原因の究明、再発防止に努めます。

③ 権利擁護事業の充実

高齢者の権利擁護を図るため、意思決定を最大限に尊重した成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

二主要事業二

- ◆ 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ◆ 成年後見制度の促進
- ◆ 高齢者虐待防止に関する知識普及啓発
- ◆ 日常生活自立支援事業の促進

【成年後見制度】

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。（社会福祉協議会等で実施）

(4) 地域支え合いネットワークの構築

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者や昼間ひとりになる高齢者が増加する一方で、住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能の低下がいわれており、地域のさまざまな問題に直面しながら、その対応に不安を抱えながら生活している高齢者も少なくありません。

共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを具現化するためには、行政だけでなく民間事業者、NPO、ボランティア、地域住民などが連携して支えていくことが求められていることから、地域福祉を担う人材を発掘し育成して、それらの人々に活躍してもらう環境づくりを進めていくとともに、地域福祉への関心を高める取組みが必要となっています。

施策の方向

① 住民の支え合い意識の高揚

住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、介護予防ポイント制度などの取り組みを通じて、人材・組織の育成、マンパワーの確保に努めます。

② 地域支え合い活動の充実

地域における支えあいの仕組みとして、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となったきめ細やかな地域活動を推進します。また、高齢者を支援していくボランティア活動等の支援、質の高い福祉サービスや情報が提供できるよう社会福祉協議会などとの連携を図りながら地域で支え合うことができるネットワークづくりを進めます。

③ 自主的な住民活動の促進

公区活動などの住民の自主的な活動を奨励し、地域力の向上に努めます。

④ 地域活動への支援

地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、ふれあいを通じて、地域住民同士のきずなを深め、支え合う「地域サロン」活動を支援します。

＝主要事業＝

- ◆ 福祉向上における人材の育成と啓発活動
- ◆ 地域ボランティア活動等への支援
- ◆ 公区活動など自主的な住民活動への支援
- ◆ 地域サロン活動への支援
- ◆ 地域支え合いネットワークの構築

【地域サロン】

地域の誰もが住み慣れた場所で、ふれあいを通じて、地域住民同士のきずなを深め、支え合う地域づくりの活動です。地域のボランティアと高齢者や障がい者、子育て中の親など閉じこもりや孤立しがちな人たちが気軽に集まり、仲間づくりができる活動です。

(5) 生活環境の整備

現状と課題

【事業実績】P53・P54参照

高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進が求められている中、本町においても、歩道の段差解消や公共施設のスロープ設置、公営住宅では住居内の段差解消、玄関、トイレ、浴室等への手すりの設置など、バリアフリー化を推進しています。

今後も引き続きバリアフリー化を進めていくとともに、高齢者が住み慣れた家、地域で暮らし続けられるよう、個人の住宅におけるバリアフリー化も一層促進する必要があります。

また、高齢者世話付住宅が整備されておりますが、今後、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で引き続き安心して生活することができる多様な住まいの確保が必要となっています。

施策の方向

① ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進

高齢者や障がい者などに配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを目指します。

② 住まいの確保

要介護状態となった場合でも引き続き住み慣れた地域で生活することができる介護や見守りの体制が整った住まいなど多様な住まいの確保に努めます。

③ 防災と安全対策の強化

高齢者が安心して生活できるよう、地震などの災害における不安解消や災害発生時における避難体制の確保など防災と安全対策の強化を図ります。

＝主要事業＝

- ◆ ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進
- ◆ 高齢者専用賃貸住宅の利用
- ◆ 生活支援ハウスの利用
- ◆ 高齢者世話付住宅の利用
- ◆ 災害時要援護者支援対策による安全強化

【ユニバーサルデザイン】

あらゆる人が利用できるように考えて、製品、建物、環境をデザインするという概念。

【高齢者世話付住宅】

高齢者の方々が自立した生活を営むことができるよう、生活援助員を配置し、緊急通報システムを設置するなど暮らしに配慮した住宅。本町では、札内文京町に道営住宅として15戸整備されています。

【生活支援ハウス】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯で、居宅において生活することに不安のある方に、在宅福祉サービスを利用しながら、できる限り自立した生活が送れるよう配慮された施設。本町では、忠類ふれあいセンター福寿内にあり、単身7戸、世帯2戸が整備されています。

(6) ひとり暮らし高齢者等への支援体制

現状と課題

【事業実績】P54・P55参照

年々ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えていく中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、様々な課題を早期に発見し、地域で見守り活動を行う意識の醸成や、地域住民や事業者を含めた地域全体で支える仕組みづくりが重要です。

本町では、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が、日常生活を快適に暮らしていくよう在宅福祉事業を展開しておりますが、利用者数及び利用回数が減少している事業もあることから、安定したサービスを継続的に提供するため、高齢者をめぐる社会環境や諸制度の変化に対応できるよう事業の見直しを進めるとともに費用負担のあり方についても検討する必要があります。

施策の方向

① ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が、地域の中で孤立化しないよう、町内会や、商店、金融機関等の事業者を含めた高齢者に関わる多様な人々がつながりをもった高齢者の見守り体制を構築し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の状況把握に努め、必要な支援を行います。

② ひとり暮らし高齢者等のための福祉事業の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯がいつまでも快適に暮らしていくよう、各種在宅福祉事業により日常生活を支援していきます。また、急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制整備の充実に努めます。特に、孤独死（孤立死）の防止に向けた取組みとして、安否確認の体制整備を推進します。

＝主要事業＝

- ◆ ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築
 - ・高齢者見守りネットワーク事業
 - ・高齢者 SOS ネットワーク事業
- ◆ 各種在宅福祉事業の充実
 - ・食の自立支援サービス事業
 - ・外出支援サービス事業
 - ・布団洗濯乾燥サービス事業
 - ・軽度生活援助事業
 - ・緊急通報用電話機設置事業
 - ・お元気ですか訪問サービス事業
 - ・老人日常生活用具給付等事業
 - ・救急医療情報キット

【高齢者見守りネットワーク事業】

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように行政のみならず、事業所や商店など民間の協力事業者とネットワークを構築することで、不自然な行動や身体の異常などが認められる方を発見した際に連絡を行うなどの見守りを行います。

【高齢者SOSネットワーク事業】

徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、地域の協力を得て早期に発見できるよう検索体制を構築します。

【食の自立支援サービス事業】

食事の調理の困難なひとり暮らしの高齢者の方等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。（利用者負担は1食当たり400円）

【外出支援サービス事業】

身体が虚弱なため歩行が困難な在宅高齢者の方等の日常生活上における外出手段の確保とその利便性の向上を図るため、自宅から十勝管内の医療機関等への通院、入退院及び機能回復訓練などに移送車輛を使って外出を支援します。（利用者負担は無料）

【布団洗濯乾燥サービス事業】

身体的、環境的に布団乾燥が困難な高齢者の方等に、3ヶ月に1回の布団の乾燥サービスと年1回の洗濯を提供し、保健衛生に配慮した日常生活を支援します。（利用者負担は無料）

【軽度生活援助事業】

ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方等に軽度生活援助員が自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、外出時の援助、玄関前の簡易な除雪などの軽度な家事を援助します。（利用者負担は1時間当たり75円）

【緊急通報用電話機設置事業】

ひとり暮らしの高齢者の自宅に緊急通報用電話機を設置し、急病や災害等の事態が発生したときに迅速な救護を行います。（利用者負担は無料）

【お元気ですか訪問サービス事業】

ひとり暮らしの高齢者の自宅を訪問し、利用者の安否の確認をするとともに、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図ります。（利用者負担は無料）

【老人日常生活用具給付等事業】

身体が虚弱な高齢者やひとり暮らしの高齢者に電磁調理器の購入費用の給付及び老人用電話機を無償で貸与することにより、生活の便宜を図ります。（電磁調理器の購入費用に係る負担は、利用者の所得に応じて0～28,400円）

【救急医療情報キット】

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時や災害等に備えて、医療情報や連絡先等の情報を保管するキットを配布します。（無料）

(7) 介護者への支援体制

現状と課題

【事業実績】P55参照

介護保険利用状況実態調査結果では、ほとんどの介護者が50歳代以上であり、介護場所の希望が自宅と回答した方が多い状況にあります。しかし、介護者が仕事をしている、高齢であるなどの理由により、十分な介護ができず、自宅での介護が困難であると回答した方も多い状況にあります。

自宅での介護を続けるために、介護サービスの充実はもとより、介護者の負担軽減・相談業務の充実を図る必要があります。

施策の方向

① 介護者等の相談受付

在宅介護支援センターを札内地区と幕別地区の2箇所に設置し、日頃から抱えている不安や悩みごとなど、介護者だけでなく支援が必要なご本人を含めて、身近で相談できる体制をつくります。

② 介護者の負担軽減

介護者の身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品等の一部を助成し、在宅介護の継続を支援します。

=主要事業=

- ◆ 介護者に対する相談受付
- ◆ 介護者に対する家族支援事業の充実
 - ・介護用品等給付事業
 - ・在宅介護者の集い事業

【介護用品等給付事業】

介護用品等（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー）の購入に要した費用の一部を助成します。（支給限度額は、月額1人あたり5,000円）

【在宅介護者の集い事業】

日帰り旅行などを活用して、日頃の介護体験などを話し合い、介護者相互の交流の機会を提供し、介護者の心身の元気回復を図っています。

5 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護サービスの質の向上

現状と課題

【事業実績】P56参照

介護保険サービスが必要になった時には、誰もが安心してサービスを受けることができるようサービスを提供する環境の整備が重要であります。

地域密着型サービスを中心としたサービスの充実に伴い、事業者数が年々増加していることから、サービスの質の維持・向上を図るために、介護人材の確保を図るとともに、事業者に対して指導体制の強化が必要になります。また、利用者やその家族からの意見に対して事業者との意見交換を行うなど、量の拡大とともに質の面でもより満足できるサービスの提供が求められます。

施策の方向

① 包括的・継続的な地域ケアマネジメント体制の構築

医療、介護事業者やケアマネジャーなど多職種による「地域ケア会議」の開催により、サービス事業者間の連携を図り、必要な情報を共有できる体制を構築します。

② 介護保険サービスの質の向上

介護相談員が、介護サービス事業所に伺い、利用者の声を聞き、疑問や不満の意見が寄せられた際は、事業者や町に橋渡しをしながら問題の改善を図ります。

③ 事業者に対する法令遵守の周知徹底

平成18年度から地域密着型サービスの指定・指導監督権限が市町村にあることから、事業者等の育成・支援を念頭に指定基準などで定められたサービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を図ります。

④ 介護人材の確保・育成

サービス事業者の増加に伴い将来にわたり、福祉・介護人材が安定的に確保されるよう、介護福祉士の資格取得に対する支援に努めます。

⑤ 保険者機能の強化

制度の定着の一方で、不適切なサービス提供や不正請求など、不適正・不正な事例を未然に防ぐため、介護給付適正化事業を展開していきます。

＝主要事業＝

- ◆ 包括的・継続的なケア体制の構築
- ◆ 地域ケア会議の充実
- ◆ 介護相談員制度の実施
- ◆ 事業者等に対する指導監督
- ◆ 介護福祉士の育成に向けた支援
- ◆ 介護給付適正化事業の取組み

【地域ケア会議】

本町をエリアとするサービス事業者を対象に、高齢者保健福祉サービスの調整・サービス事業者間の連携を図ることを目的とした会議。医療、介護の専門家や地域団体など多職種の関係者が協働して、地域における個別支援の在り方や高齢者の自立支援等について検討、推進する会議を開催します。

【介護相談員制度】

介護相談員が介護サービス事業所に伺い、利用者の声を聞き、利用者から疑問や不満の声が寄せられたときは事業者や町に橋渡しを行いながら問題の改善を図ります。

(2) 利用者への情報提供

現状と課題

本町では、高齢者施策や介護保険制度の内容をまとめた「幕別町の高齢者保健福祉概要」の発行や介護保険制度に関する出前講座の開催などにより、介護保険制度における住民への認知度は高まりつつありますが、制度が複雑なことや、頻繁に改正が行われることから十分に理解されていない状況にあります。

制度をより活用していくためには、的確な情報を利用者に伝えることが必要であることから、あらゆる機会等を活用した情報提供活動を推進していくことが求められます。

このため、広報紙やホームページを通して、的確な情報をわかりやすく提供するとともに、利用者の立場に立った対応を心がけるなど、相談窓口の充実に努める必要があります。

施策の方向

① 苦情・相談体制の充実

住民からの苦情、相談等は、身近な市町村が第一次的な相談窓口として対応をしていく必要があることから、町・地域包括支援センターが総合的な高齢者保健福祉の相談窓口として、各関係機関との連携強化を図り、住民の苦情等に対する体制整備の充実に努めます。

② サービス情報提供機能の充実

介護保険制度や高齢者保健福祉サービスに関する情報提供を継続的に発信し、地域住民の諸制度に対する理解と協力を得るとともに、サービスの利用促進を図ります。

③ サービス利用の手続きの簡素化

サービス利用時に必要な手続きを可能な限り簡素化し、利用者が必要とするサービスを迅速かつ効率的に提供することができる体制整備を推進します。

＝主要事業＝

- ◆ 総合的な高齢者保健福祉の相談窓口の開設
- ◆ 「幕別町の高齢者保健福祉概要」の発行
- ◆ 出前講座の実施
- ◆ 広報紙やホームページを通したわかりやすい情報の提供

(3) 介護サービスの基盤整備

現状と課題

現在、本町には、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設、特定施設（介護付き有料老人ホーム）がそれぞれ1事業所のほか、平成18年の介護保険制度改革において新設された地域密着型サービスとして、地域密着型介護老人福祉施設が3事業所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が9事業所、認知症対応型通所介護が2事業所、小規模多機能型居宅介護が2事業所開設されています。

平成26年8月末日現在、87人（要介護3以上）の方が「入所待機者」として特別養護老人ホームの利用申請をしている状況にあり、施設サービスの基盤整備を進める必要があります。

施策の方向

① 施設介護サービスの基盤整備

施設サービス基盤整備は、広域的な観点から進める必要があるため、今後、十勝高齢者保健福祉圏における圏域市町村との計画との整合性を図ったうえで、現在の特別養護老人ホームの定員を増やします（平成27年度増床 定員9人増）。

＝主要事業＝

- ◆ 介護老人福祉施設の定員の増

(4) 低所得者への配慮

現状と課題

【事業実績】P56参照

介護保険では、保険料負担や介護サービスの利用者負担（1割負担）が生じますが、介護保険利用状況実態調査において、介護サービスの利用者負担に対して、「負担を感じる」と答えた方が全体の32.9%を示している実態もあり、所得の低い方にはこれらが過重な負担となっている場合もあります。

のことから、介護保険制度を円滑に実施するため、低所得者に配慮した対策を講じる必要があります。

施策の方向

① 介護保険制度における軽減対策

介護保険制度における軽減対策（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費）を引き続き実施します。

② 介護保険制度以外における軽減対策

社会福祉法人等利用者負担軽減事業及び町独自の施策である訪問介護利用者負担額軽減事業のほか、町内のグループホーム入居者に対して、家賃等の助成を引き続き実施します。

二主要事業二

◆ 介護保険制度における軽減対策の実施

- ・食費、居住費（滞在費）の負担限度額（特定入所者介護サービス費）
- ・高額介護サービス費
- ・高額医療合算介護サービス費

◆ 介護保険制度以外における軽減対策の実施

- ・社会福祉法人等利用者負担額軽減事業
- ・訪問介護利用者負担額軽減事業
- ・グループホーム家賃等助成制度

【食費、居住費の負担限度額】

低所得者の方は、介護保険適用となる短期入所（短期入所生活介護／短期入所療養介護）を利用した場合及び施設（介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）に入所した場合における食費・居住費の負担額が減額されます。

【高額介護（高額介護予防）サービス費】

低所得者の方は、1ヶ月あたりの自己負担分が一定の限度額を超えた場合には、高額介護（高額介護予防）サービス費として、超えた分が払い戻されます。

【高額医療合算介護サービス費】

同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担額が、決められた限度額を超えた場合には、高額医療合算介護サービス費として、超えた分が払い戻されます。

【社会福祉法人等利用者負担軽減事業】

市町村民税世帯非課税であるなどの一定の条件に該当する方が、社会福祉法人等が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設等のサービスを利用した場合は、自己負担額の25%が軽減されます。

【訪問介護利用者負担額軽減事業】

生計中心者が所得税非課税世帯である方が、訪問介護サービスを利用した場合は、自己負担額の40%が軽減されます。

【グループホーム家賃等助成事業】

町内のグループホームが低所得の入居者に対して家賃等の助成をした場合には、グループホームに対して一定の額の助成を行います。

(5) 介護サービス量の設定

基本的な考え方

【事業実績】P57・P58参照

本町は、要介護認定者の増加に伴い、訪問介護や通所介護などを中心にサービス量が年々増加しています。

第6期計画期間の介護サービス見込量等については、第5期計画期間における要介護認定者数や利用者数の伸び、サービスの利用実績や、施設・在宅サービスの施策の方向性等を踏まえて推計しています。

サービス量の見込量

■ 居宅介護サービスの見込量

直近の現状を踏まえた介護サービス量を見込んでいます。

【年間利用回数・日数・件数・人数】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①訪問介護	32,688回	34,505回	36,832回
②訪問入浴介護	390回	404回	443回
③訪問看護	2,525回	2,664回	2,935回
④訪問リハビリ	2,793回	3,169回	3,493回
⑤居宅療養管理指導	732件	828件	900件
⑥通所介護	26,796回	15,287回	16,732回
⑦通所リハビリ	9,708回	10,266回	10,932回
⑧短期入所生活介護	3,703日	3,797日	3,869日
⑨短期入所療養介護	1,211日	1,297日	1,420日
⑩福祉用具貸与	4,080件	4,188件	4,344件
⑪特定福祉用具販売	84件	84件	84件
⑫住宅改修	96件	96件	96件
⑬居宅介護支援	6,780件	7,188件	7,668件
⑭特定施設入居者生活介護	39人	45人	50人

■ 地域密着型介護サービスの見込量

直近の現状を踏まえた介護サービス量を設定し、介護サービスの基盤整備（地域密着型介護老人福祉施設）による新たな介護サービス量を加えます。

【年間利用回数・人数】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①認知症対応型通所介護	5,600回	5,600回	5,600回
②認知症対応型共同生活介護	102人	102人	102人
③小規模多機能型居宅介護	22人	23人	24人
④地域密着型介護老人福祉施設	87人	87人	87人
⑤地域密着型通所介護	—	13,715回	15,011回

■ 介護予防サービスの見込量

直近の現状を踏まえた介護サービス量を見込んでいます。

【年間利用回数・件数・日数】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①訪問介護	79人	82人	—
②訪問入浴介護	0回	0回	0回
③訪問看護	266回	272回	280回
④訪問リハビリ	130回	140回	152回
⑤居宅療養管理指導	36件	43件	72件
⑥通所介護	182人	213人	—
⑦通所リハビリ	37人	40人	44人
⑧短期入所生活介護	87日	87日	87日
⑨短期入所療養介護	12日	12日	12日
⑩福祉用具貸与	1,572件	1,740件	1,932件
⑪特定福祉用具販売	60件	60件	60件
⑫住宅改修	48件	48件	48件
⑬介護予防支援	4,008件	4,488件	5,028件
⑭特定施設入居者生活介護	13人	14人	15人

※ 介護予防サービスにおける訪問介護、通所介護、通所リハビリは、月単位の定額になっているため、人数表示となっています。

※ 訪問介護、通所介護は平成29年度から地域支援事業に移行するため、計上しておりません。

■ 地域密着型介護予防サービスの見込量

直近の現状を踏まえた介護サービス量を設定し、介護サービスの基盤整備（小規模多機能型居宅介護）による新たな介護サービス量を加えます。

【年間利用人数】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①小規模多機能型居宅介護	7人	7人	7人

■ 施設介護サービスの見込量

直近の現状を踏まえた介護サービス量を設定し、介護療養型医療施設の一部が介護老人保健施設に移行する分を見込んでいます。

【年間利用人数】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護老人福祉施設	99人	99人	99人
②介護老人保健施設	82人	82人	82人
③介護療養型医療施設	5人	5人	5人

【訪問介護】

ホームヘルパー等が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の世話や、掃除・料理・洗濯などの家事を行います。

【訪問入浴介護】

自宅に浴槽がない場合や、感染症等の理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合等に、要介護者等の自宅に訪問し、簡易浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持向上を図ります。

【訪問看護】

訪問看護ステーションや病院・診療所の保健師、看護師などが自宅を訪問して看護サービスを提供します。

【訪問リハビリ】

寝たきりになるのを防止するために、自宅に「理学療法士（PT）」「作業療法士（OT）」が訪問して、心身機能の維持回復と日常生活の自立を支援するために、必要なりハビリを行います。

【居宅療養管理指導】

医師、歯科医師、薬剤師などが、通院が困難な利用者の自宅を訪問し、心身の状況や生活環境等を把握したうえで、必要な療養上の管理及び指導を行います。

【通所介護】

デイサービスセンターに通って、入浴や食事などの各種サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

【通所リハビリ】

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、心身機能の維持回復と日常生活の自立を支援するための理学療法・作業療法等の必要なりハビリを行います。

【短期入所生活介護】

利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に特別養護老人ホームや老人短期入所施設に要介護者等をお預かりしてお世話をします。

【短期入所療養介護】

利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に老人保健施設や介護療養型医療施設に要介護者等をお預かりしてお世話をします。

【福祉用具貸与】

身体機能を補うために必要な福祉用具（車いすや特殊寝台など）を貸与し、自立した日常生活を支援します。

【特定福祉用具販売】

指定特定福祉用具販売事業所から日常生活の自立を助けるために必要と認められた福祉用具（シャワーベンチやポータブルトイレなど）を購入し、その購入した費用の9割相当額が支給されます。

【住宅改修】

在宅の要介護者等に必要な手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行い、その改修した費用の9割相当額が支給されます。

【居宅介護支援・介護予防支援】

在宅で日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスなどを適切に利用できるよう、本人や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境などを踏まえて、介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します。

【特定施設入居者生活介護】

介護保険制度では、「在宅」として取り扱われている軽費老人ホームや有料老人ホーム、養護老人ホームに入居している方に、入浴、排せつ、食事などの介護や洗濯、掃除などの生活援助を行います。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

心身の著しい障害のために常時の介護が必要で、かつ、自宅で介護を受けることが困難な方が入所できる施設です。

【介護老人保健施設（老人保健施設）】

病状が安定期にあり、入院治療の必要はないが、リハビリや看護・介護を必要とする要介護者が入所する施設です。

【介護療養型医療施設（療養型病床群）】

病状が安定期にある長期療養患者で、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な方が入所する施設です。

(6) 介護保険料の設定

基本的な考え方

介護保険料は、被保険者が利用する介護保険サービスの総量などを基に設定されます。

第5期（平成24～26年度）の介護保険給付費見込み等から保険料を推計すると、高齢者数の伸びを上回るサービス利用者数の増加や、利用者一人あたり給付費の増加などにより保険料が上昇する見込みです。

各サービスの給付費見込

■ 介護保険サービスの給付費見込 【事業実績】P59・P60参照

前段で見込んだ介護サービス量を基にして、利用者が介護サービスを利用するときの利用者負担を除いた額に介護報酬の改定を見合った介護保険サービスの給付費を算出しました。

その結果、介護保険サービスの給付費は、要介護認定者の増加による介護サービス量が増えることなどの要因により、第5期に比べて増えると見込まれます。

【居宅介護サービス】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①訪問介護	133,056千円	145,480千円	155,273千円
②訪問入浴介護	4,486千円	4,687千円	5,139千円
③訪問看護	16,229千円	17,120千円	18,865千円
④訪問リハビリ	10,551千円	11,973千円	13,196千円
⑤居宅療養管理指導	5,453千円	5,955千円	6,534千円
⑥通所介護	192,340千円	110,742千円	122,824千円
⑦通所リハビリ	76,718千円	81,078千円	84,301千円
⑧短期入所生活介護	31,380千円	33,563千円	36,194千円
⑨短期入所療養介護	12,807千円	14,133千円	15,938千円
⑩福祉用具貸与	41,308千円	42,845千円	44,770千円
⑪特定福祉用具販売	3,048千円	3,048千円	3,048千円
⑫住宅改修	6,986千円	6,986千円	6,986千円
⑬居宅介護支援	89,516千円	95,186千円	101,661千円
⑭特定施設入居者生活介護	92,859千円	107,542千円	119,888千円
計	716,737千円	680,338千円	734,617千円

【地域密着型介護サービス】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①認知症対応型通所介護	67,304千円	67,304千円	67,304千円
②認知症対応型共同生活介護	322,363千円	322,363千円	322,363千円
③小規模多機能型居宅介護	50,778千円	53,087千円	55,395千円
④地域密着型介護老人福祉施設	266,936千円	266,936千円	266,936千円
⑤地域密着型通所介護	0円	99,355千円	110,195千円
計	707,381千円	809,045千円	822,193千円

【介護予防サービス】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①訪問介護	15,665千円	16,228千円	—
②訪問入浴介護	0円	0円	0円
③訪問看護	1,499千円	1,582千円	1,623千円
④訪問リハビリ	719千円	786千円	845千円
⑤居宅療養管理指導	175千円	213千円	351千円
⑥通所介護	68,185千円	79,217千円	—
⑦通所リハビリ	16,288千円	17,719千円	19,376千円
⑧短期入所生活介護	500千円	500千円	500千円
⑨短期入所療養介護	100千円	100千円	100千円
⑩福祉用具貸与	7,285千円	8,034千円	8,935千円
⑪特定福祉用具販売	1,853千円	1,853千円	1,853千円
⑫住宅改修	4,493千円	4,493千円	4,493千円
⑬介護予防支援	17,174千円	19,254千円	21,544千円
⑭特定施設入居者生活介護	12,731千円	15,048千円	15,626千円
計	146,667千円	165,027千円	75,246千円

【地域密着型介護予防サービス】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①小規模多機能型居宅介護	5,414円	5,414千円	5,414千円

【施設介護サービス】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護老人福祉施設	308,044千円	308,044千円	308,044千円
②介護老人保健施設	249,503千円	249,503千円	249,503千円
③介護療養型医療施設	19,998千円	19,998千円	19,998千円
計	577,545千円	577,545千円	577,545千円

【その他の保険給付】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①特定入所者介護サービス	112,000千円	114,000千円	116,000千円
②高額介護サービス	50,000千円	52,000千円	55,000千円
③高額医療合算介護サービス	9,000千円	10,000千円	11,000千円
④審査支払手数料	2,498千円	2,700千円	2,903千円
計	173,498千円	178,700千円	184,903千円
介護保険サービス給付費合計	2,327,242千円	2,416,069千円	2,399,918千円

■ 地域支援事業費の見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①地域支援事業	38,000千円	38,000千円	156,811千円

■ 市町村特別給付の給付費見込 【事業実績】 P70参照

市町村特別給付として、入浴補助用具購入（浴室内外及び浴槽内のバスマット購入）の補助を行なっています。給付費の見込として、直近の現状を踏まえた給付費を設定しました。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①入浴補助用具購入	300千円	300千円	300千円

【審査支払手数料】

介護サービス利用におけるレセプト審査に係る費用。

【地域支援事業】

要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

本町では、介護予防事業（P19参照）、地域包括支援センター（P21参照）が主体で行われる包括的支援事業（介護予防サービス計画の作成、総合相談支援、権利擁護業務（P25参照）、地域のケアマネジャーの指導助言など）、任意事業（徘徊高齢者家族支援事業（P23参照）、成年後見人制度（P25参照）、高齢者世話付住宅（P27参照）における生活援助員派遣事業、グループホーム家賃等助成制度（P35）など）を実施しています。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の導入後は、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス・介護予防支援事業）、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を実施します。

【市町村特別給付】

介護保険の標準的な給付のほかに、市町村が条例で定めるところにより、介護保険サービスに追加する保険給付。

【入浴補助用具購入】

入浴の際に座位の保持や転倒を防止するための目的に使用される浴室内外バスマットと浴槽内バスマットを購入した場合、購入した費用の9割相当額を支給します。

介護保険費用の負担割合

介護保険サービス費用は、公費（国・道・町）と保険料で負担しています。

保険料を納める被保険者は、65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の者を第2号被保険者に区分されています。

第1号被保険者の保険料は、各サービスの給付費の負担割合分を第1号被保険者で負担しています。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づいた額を負担し、各サービスの負担割合分を社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

■ 介護保険サービス給付費の負担割合

区分	国		道	町	第1号被保険者	第2号被保険者
	調整交付金					
施設等給付費	15%	5%	17.5%	12.5%	22%	28%
居宅給付費	20%	5%	12.5%	12.5%	22%	28%

■ 地域支援事業費の負担割合

区分	国	道	町	第1号被保険者	第2号被保険者
介護予防事業費	25%	12.5%	12.5%	22%	28%
包括的支援事業費 任意事業費	39%	19.5%	19.5%	22%	—

■ 市町村特別給付に係る給付費の負担割合

市町村特別給付に係る給付費は、第1号被保険者の保険料ですべて負担します。

【調整交付金】

市町村間において、後期高齢者加入割合（要介護状態になるおそれがある75歳以上の被保険者が第1号被保険者総数に占める割合）と所得段階別の第1号被保険者の分布状況の違いにより、保険料基準額の格差が生じることから、標準給付費の5%を基準とした保険料基準額の格差を是正するための交付金。

【施設等給付費】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に係るサービス給付費と特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護に係るサービス給付費。

【居宅給付費】

介護保険サービス給付費のうち施設等給付費を除いた給付費。

【介護予防事業費】

介護予防・生活支援サービス事業(P21参照)、一般介護予防事業(P19参照)に係る事業費。

【包括的支援事業費】

地域包括支援センターの運営(介護予防サービス計画の作成、総合相談支援、権利擁護業務(P25参照)、地域のケアマネジャーの指導助言)、在宅医療・介護連携(P21参照)や認知症施策(P23参照)、生活支援サービスの体制整備(P21参照)などに係る事業費。

【任意事業費】

徘徊高齢者家族支援事業(P23参照)、成年後見人制度(P24参照)、高齢者世話付住宅(P26参照)における生活援助員派遣事業、グループホーム家賃等助成制度(P35参照)などに係る事業費

第1号被保険者の保険料段階設定

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに当該年度の市町村民税の課税状況などに応じて、段階ごとに保険料額を設定しています。

第6期における第1号被保険者の保険料段階設定は、国の基準所得の変更に伴う激変緩和措置として第5・6段階を新たに(新)第6～8段階に再編するとともに、第7段階を二つに区分することで第9段階11区分から3段階を増やし第12段階とします。

また、算定基準とは別に国や道、町などの公費負担により(新)第1～3段階の基準割合を引き下げるとともに、(新)第4段階の基準割合を町独自に0.05引き下げることで低所得者に対する負担を軽減します。

(注) 文中および下表中の下線箇所は消費税の増税延期に伴い国の財源が不透明なため、実施未定。

第5期 所得段階	対象者		第5期 算定基準	第6期 所得段階	対象者		第6期 算定基準
	世帯 状況	本人の状況			世帯 状況	本人の状況	
第1段階	世 帯 員 全 員 が 非 課 税 の 方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方	基準額 ×0.5	(新) 第1段階	世 帯 員 全 員 が 非 課 税 の 方	老齢福祉年受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5 (公費負担後) ×0.3
		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5			第1段階に該当しない方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額 ×0.75 (公費負担後) ×0.5
第3段階	上記に該当しない方	基準額 ×0.65	(新) 第3段階	上記に該当しない方	本 人 が 非 課 税 の 方	上記に該当しない方	基準額 ×0.75 (公費負担後) ×0.7
		基準額 ×0.75				課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85
第4段階	本人 が 非 課 税 の 方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	(新) 第4段階	本 人 が 非 課 税 の 方	上記に該当しない方	基準額 ×1.0
		上記に該当しない方	基準額 ×1.0			合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2
第5段階	世 帯 員 に 課 税 者 が い る 方	合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.15	(新) 第5段階	本 人 が 非 課 税 の 方	合計所得金額が120万円以上155万円未満の方	基準額 ×1.25
		合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.25			合計所得金額が155万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3
第6段階	本人 が 課 税 の 方	合計所得金額が190万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.5	(新) 第6段階	本 人 が 課 税 の 方	合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5
		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.65			合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.6
第7段階	合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	(新) 第7段階	(新) 第8段階	本 人 が 課 税 の 方	合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7
		基準額 ×1.8				合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8
第8段階			(新) 第9段階	(新) 第10段階	(新) 第11段階		
第9段階			(新) 第12段階				

第1号被保険者の基準保険料

【事業実績】P61参照

第1号被保険者の基準保険料は、前段で算出した介護保険サービスの給付費から保険料必要額を算出します。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1号被保険者数	8,015人	8,248人	8,459人	24,722人
所得段階別被保険者	8,015人	8,248人	8,459人	24,722人
第1段階	1,544人	1,590人	1,630人	4,764人
第2段階	725人	746人	766人	2,237人
第3段階	558人	574人	589人	1,721人
第4段階	1,181人	1,215人	1,246人	3,642人
第5段階	971人	1,000人	1,025人	2,996人
第6段階	1,199人	1,233人	1,265人	3,697人
第7段階	526人	541人	554人	1,621人
第8段階	477人	491人	504人	1,472人
第9段階	480人	494人	507人	1,481人
第10段階	87人	89人	91人	267人
第11段階	132人	136人	139人	407人
第12段階	135人	139人	143人	417人
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	…①	7,752人	7,977人	8,181人
				23,910人

標準給付費見込額 (介護保険サービス給付費) …②	2,327,294,000円	2,416,089,000円	2,399,939,000円	7,143,322,000円
地域支援事業費見込額 …③	38,000,000円	38,000,000円	156,811,000円	232,811,000円
第1号被保険者負担分 相当額《(②+③)×22%》 …④	520,364,680円	539,899,580円	562,485,000円	1,622,749,260円
調整交付金相当額《②×5%》	116,364,700円	120,804,450円	119,996,950円	357,166,100円
調整交付金見込額《②×5.35%》	124,510,000円	129,261,000円	128,397,000円	382,168,000円
相当額と見込額との差 …⑤	8,145,300円	8,456,550円	8,400,050円	25,001,900円
財政安定化基金拠出金 見込額《②×0%》 …⑥				0円
市町村特別給付費 …⑦	300,000円	300,000円	300,000円	900,000円
第5期介護給付費準備基金保有額				100,000,000円
介護給付費準備基金取崩額 …⑧				100,000,000円
財政安定化基金取崩交付額 …⑨				0円
保険料収納必要額 《④-⑤+⑥+⑦-⑧-⑨》 …⑩				1,498,647,360円
保険料賦課額(収納率99.5%) 《⑩÷99.5%》 …⑪				1,506,178,251円

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護保険料(年額)《⑪÷⑩》…⑫				62,994円
【再掲】介護保険料(年額)…⑬				63,000円
介護保険料(月額)《⑬÷12》…⑭				5,250円
第5期介護保険料(月額)				4,950円
第5期と第6期保険料の差				300円
第5期と第6期の増減率				6.1%
準備基金取崩しによる効果額				350円

各所得段階における保険料年額

各所得段階における保険料年額は、基準保険料年額63,000円として、P45で示した算定基準により算定した結果、次のとおりとなります。

(注)表中の下線箇所は消費税の増税延期に伴い国の財源が不透明なため、実施未定。

所得段階	対象者		保険料年額
	本人の属する世帯員の状況	本人の状況	
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	<u>63,000円×0.5=31,500円</u> <u>31,500円</u> <u>(公費負担を実施した場合)</u> <u>63,000円×0.3=18,900円</u> <u>18,900円</u>
		第1段階に該当しない方で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	<u>63,000円×0.75=47,250円</u> <u>47,250円</u> <u>(公費負担を実施した場合)</u> <u>63,000円×0.5=31,500円</u> <u>31,500円</u>
		上記に該当しない方	<u>63,000円×0.75=47,250円</u> <u>47,250円</u> <u>(公費負担を実施した場合)</u> <u>63,000円×0.7=44,100円</u> <u>44,100円</u>
第4段階	世帯員に課税者がいる方	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第5段階			<u>63,000円×1.0=63,000円</u> <u>63,000円</u>
第6段階		本人が課税の方	合計所得金額が120万円未満の方
第7段階			<u>63,000円×1.2=75,600円</u> <u>75,600円</u>
第8段階			合計所得金額が120万円以上155万円未満の方
第9段階			<u>63,000円×1.3=81,900円</u> <u>81,900円</u>
第10段階			合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
第11段階			<u>63,000円×1.5=94,500円</u> <u>94,500円</u>
第12段階			合計所得金額が290万円以上350万円未満の方
			<u>63,000円×1.6=100,800円</u> <u>100,800円</u>
			合計所得金額が350万円以上500万円未満の方
			<u>63,000円×1.7=107,100円</u> <u>107,100円</u>
			合計所得金額が500万円以上の方
			<u>63,000円×1.8=113,400円</u> <u>113,400円</u>

【所得段階別加入割合補正後被保険者数】

各年度において、各所得段階の被保険者数に各所得段階別の割合を乗じて算定した被保険者数。

6 過去3ヵ年の実績

※ 平成26年度は11月末までの実績数値。

1 高齢者の社会参加に関する状況

(1) 高齢者の就労支援状況

◆ 高齢者就労支援センターの登録状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員総数	189人	185人	151人

(2) 生きがいづくりの推進状況

◆ 老人クラブの活動状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員総数	2,535人	2,462人	2,462人
単位クラブ数	43クラブ	42クラブ	42クラブ

◆ しらかば大学の活動状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大学生総数	210人	199人	186人
うち幕別校	45人	37人	26人
うち札内校	101人	93人	84人
うち南幕別校	9人	11人	12人
うちナウマン校	55人	58人	64人

◆ 人生学博士の認定状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人生学博士総数	76人	76人	76人

◆ 生きがい活動支援通所事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延実施回数	226回	220回	107回
年間延利用者数	1,487人	1,699人	972人

◆ 老人福祉センター等の利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
老人福祉センター	44,974人	44,605人	27,391人
札内老人健康増進センター	2,204人	2,310人	1,344人
駒畠老人健康増進センター	0人	0人	0人
幕別老人健康増進センター	695人	764人	644人

◆ 敬老祝金の支給状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者	393人	377人	370人
うち80歳	254人	231人	232人
うち87歳	134人	138人	136人
うち100歳	5人	8人	2人

2 健康づくり・介護予防事業の推進状況

(1) 健康づくりの推進状況

◆ 健康相談の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延回数	316回	432回	330回
延人数	1,259人	1,789人	1,097人

◆ 特定保健指導の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	92人	66人	41人

◆ 健康教育の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延回数	39回	38回	32回
延人数	697人	614人	586人

◆ 各種検診の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
胃がん検診対象者	7,855人	7,835人	7,909人
受診者	1,644人	1,672人	1,306人
受診率	20.9%	21.3%	16.5%
大腸がん検診対象者	7,855人	7,835人	7,909人
受診者	1,987人	2,040人	1,650人
受診率	25.3%	26.0%	20.9%
肺がん検診対象者	7,855人	7,835人	7,909人
受診者	1,854人	1,932人	1,543人
受診率	23.6%	24.6%	19.5%
子宮がん検診対象者	2,758人	2,730人	2,740人
受診者	905人	943人	668人
受診率	32.8%	34.5%	24.4%
乳がん検診対象者	2,111人	2,104人	2,123人
受診者	649人	649人	498人
受診率	30.7%	36.8%	23.5%
結核検診対象者	3,442人	3,431人	3,555人
受診者	17人	52人	24人
受診率	0.5%	1.5%	0.7%
特定検診対象者	5,406人	5,373人	5,452人
受診者	1,611人	1,337人	917人
受診率	29.8%	24.9%	16.8%

◆ 人間ドック、脳ドックの実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人間ドック受診者	859人	889人	611人
脳ドック受診者	179人	164人	110人

◆ 訪問指導の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延人数	12人	29人	49人
実人数	9人	19人	23人

(2) 介護予防事業の推進状況

① 一般高齢者施策（一次予防事業）

◆ 介護予防普及啓発事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	90回	87回	56回
参加人数	1,896人	1,675人	855人

◆ 一般高齢者介護予防事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	11回	5回	18回
延参加人数	124人	56人	108人
実参加人数	53人	15人	8人

◆ 介護予防ポイント制度（平成25年1月から実施）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	76人	99人	97人
活動人数	37人	59人	25人
受入施設数	24箇所	24箇所	26箇所

② 二次予防事業

◆ 二次予防事業対象者把握事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基本チェックリスト実施数	1,593人	1,544人	1,438人
二次予防対象者	382人	361人	430人

◆ 二次予防事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	46回	46回	27回
対象者	75人	51人	41人
特定高齢者	59人	48人	40人
延参加人数	712人	522人	363人

◆ 介護予防ケアマネジメント事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防プラン作成数	59件	48件	40件
評価件数	59件	48件	40件
うち継続者	0件	0件	0件
うち保険給付変更者	2件	2件	7件
うち終了者	57件	46件	33件

3 住み慣れた地域での生活継続の推進状況

(1) 認知症ケアの推進状況

◆ 認知症サポーター養成講座の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
講座実施回数	5回	6回	4回
受講人数	145人	326人	95人

◆ 在宅介護者の集いの実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	2回	2回	2回
延参加人数	40人	52人	53人

◆ 徘徊高齢者家族支援事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	7人	5人	6人

(2) 権利擁護の推進状況

◆ 高齢者虐待の相談状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	2件	4件	5件

◆ 成年後見制度利用支援事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	2人	0件	0件

◆ 成年後見講演会の参加者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加者数	35人	73人	82人

◆ 市民後見人養成の状況（平成25年度から実施）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市民後見人養成研修修了者数	一	10人	10人

(3) 生活環境の整備状況

◆ 高齢者世話付住宅の入居状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入居者数	21人	19人	19人

◆ 生活支援ハウスの入居状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入居者数	7人	7人	7人

(4) ひとり暮らし高齢者等への支援体制状況

◆ 高齢者見守りネットワークの状況（平成25年9月から実施）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協力機関	—	127箇所	161箇所

◆ 高齢者SOSネットワークの状況（平成26年10月から実施）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協力機関	—	—	159箇所

◆ 食の自立支援サービスの利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延配食数	14,341食	11,710食	6,820食
実利用者数	98人	87人	58人

◆ 外出支援サービスの利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用回数	2,325回	2,507回	1,685回
実利用者数	217人	223人	214人

◆ 布団洗濯乾燥サービスの利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用枚数	666枚	670枚	384枚
実利用者数	78人	74人	69人

◆ 軽度生活援助事業の利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延提供回数	26回	28回	0回
延利用時間	26時間	56時間	0時間
実利用者数	4人	1人	0人

◆ 緊急通報用電話機設置事業の利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置台数	350台	386台	402台
通報件数	350件	320件	226件
発報件数	88件	72件	46件

◆ お元気ですか訪問サービスの利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延訪問回数	556回	555回	303回
実利用者数	24人	28人	22人

◆ 老人日常生活用具給付事業等の利用状況～利用実績なし

◆ 忠類地域除雪サービス事業の利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ実施時間	35時間45分	33時間	0時間
実利用者数	17人	16人	0人

◆ 救急医療情報キットの状況（平成25年12月から実施）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
配布人数	一	432人	264人

(5) 介護者への支援体制状況

◆ 介護に関する相談状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延相談件数	521回	1,109回	871回

◆ 介護用品等給付事業の利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	72人	69人	58人

◆ 家族介護慰労金支給事業の利用状況～利用実績なし

4 介護保険事業の運営状況

(1) 介護サービスの質の向上に関する事業状況

◆ 地域ケア会議（全体会・ケアマネ部会）の開催状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	2回	5回	13回
延出席者数	115人	90人	221人

◆ 介護相談員派遣事業の実施状況（平成25年度から実施）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談員数	一	9人	9人
訪問施設数	一	3箇所	16人
訪問回数	一	27回	248人

◆ 事業者に対する指導監督状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実地指導回数	0回	3回	0回
集団指導回数	0回	1回	0回
監査回数	実績なし	1回	実績なし

(2) 低所得者対策に関する事業状況

◆ 食費、居住費（滞在費）の負担限度額の認定状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階認定者	8人	11人	10人
第2段階認定者	211人	229人	220人
第3段階認定者	94人	112人	113人
計	313人	352人	343人
(別掲) 旧措置認定者	6人	4人	4人

◆ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業の認定状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	159人	203人	147人

◆ 介護保険サービス利用者負担軽減事業の認定状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	54人	55人	49人

◆ 訪問介護利用者負担額軽減事業の認定状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数	207人	212人	187人

(3) 介護保険サービスの利用状況

◆ 居宅介護サービスの利用状況

※ 平成26年度は10月までの実績数値

【年間利用回数・日数・件数・人数】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問介護	31,316回	30,579回	20,579回
②訪問入浴介護	325回	247回	320回
③訪問看護	2,084回	2,278回	1,610回
④訪問リハビリ	623回	1,211回	1,079回
⑤居宅療養管理指導	1,416件	1,411件	890件
⑥通所介護	17,672回	21,053回	16,303回
⑦通所リハビリ	8,410回	8,735回	6,092回
⑧短期入所生活介護	4,576日	4,902日	2,650日
⑨短期入所療養介護	1,383日	1,167日	693日
⑩福祉用具貸与	3,082件	3,380件	2,518件
⑪特定福祉用具販売	91件	82件	71件
⑫住宅改修	109件	78件	63件
⑬居宅介護支援	5,816件	6,058件	4,257件
⑭特定施設入居者生活介護	25人	23人	24人

◆ 地域密着型介護サービスの利用状況

【年間利用人数】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①認知症対応型通所介護	4,869回	4,941回	3,484回
②認知症対応型共同生活介護	105人	89人	91人
③小規模多機能型居宅介護	9人	13人	20人
④地域密着型介護老人福祉施設	54人	84人	85人
⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0人	1人	1人

◆ 介護予防サービスの利用状況

【年間利用回数・日数・件数・人数】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問介護	75人	81人	74人
②訪問入浴介護	0回	0回	0回
③訪問看護	239回	127回	178回
④訪問リハビリ	66回	117回	73回
⑤居宅療養管理指導	28件	19件	29件
⑥通所介護	118人	136人	157人
⑦通所リハビリ	37人	34人	36人
⑧短期入所生活介護	43日	68日	54日
⑨短期入所療養介護	12日	0日	19日
⑩福祉用具貸与	973件	1,186件	965件
⑪特定福祉用具販売	46件	52件	46件
⑫住宅改修	52件	62件	40件
⑬介護予防支援	2,818件	3,187件	2,319件
⑭特定施設入居者生活介護	4人	8人	8人

※ 介護予防サービスにおける訪問介護、通所介護、通所リハビリは、月単位の定額になっているため、人数表示となっています。

◆ 地域密着型介護予防サービスの利用状況

【年間利用人数】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①認知症対応型通所介護	2人	1人	0人
②小規模多機能型居宅介護	1人	2人	6人
③認知症対応型共同生活介護	0人	0人	1人

◆ 施設介護サービスの利用状況

【年間利用人数】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護老人福祉施設	108人	90人	90人
②介護老人保健施設	77人	78人	77人
③介護療養型医療施設	4人	4人	5人

(4) 介護保険サービスの給付状況

【居宅介護サービス】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問介護	125, 270, 811円	122, 283, 756円	83, 907, 675円
②訪問入浴介護	3, 688, 857円	2, 804, 769円	3, 665, 880円
③訪問看護	14, 573, 493円	15, 539, 553円	10, 349, 298円
④訪問リハビリ	3, 539, 268円	7, 013, 160円	6, 078, 825円
⑤居宅療養管理指導	5, 387, 436円	5, 676, 102円	3, 286, 602円
⑥通所介護	127, 151, 874円	149, 658, 970円	118, 100, 126円
⑦通所リハビリ	69, 852, 186円	71, 461, 161円	49, 309, 299円
⑧短期入所生活介護	37, 061, 055円	39, 418, 560円	21, 827, 871円
⑨短期入所療養介護	13, 347, 216円	11, 311, 974円	6, 894, 252円
⑩福祉用具貸与	32, 880, 015円	33, 351, 885円	26, 294, 562円
⑪特定福祉用具販売	2, 953, 405円	2, 247, 216円	2, 114, 610円
⑫住宅改修	7, 501, 253円	5, 871, 922円	3, 843, 148円
⑬居宅介護支援	75, 527, 840円	78, 268, 931円	55, 612, 385円
⑭特定施設入居者生活介護	51, 328, 890円	51, 147, 954円	35, 729, 001円
計	570, 063, 599円	596, 055, 913円	427, 013, 534円

【地域密着型介護サービス】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①認知症対応型通所介護	56, 663, 388円	58, 922, 874円	41, 691, 186円
②認知症対応型共同生活介護	308, 096, 586円	264, 000, 321円	182, 189, 682円
③小規模多機能型居宅介護	22, 357, 773円	29, 852, 775円	31, 057, 029円
④地域密着型介護老人福祉施設	124, 948, 127円	238, 316, 544円	170, 598, 195円
⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0円	552, 582円	1, 003, 482円
計	512, 065, 874円	591, 645, 096円	426, 539, 574円

【介護予防サービス】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問介護	15,866,064円	15,527,484円	9,897,237円
②訪問入浴介護	0円	0円	0円
③訪問看護	1,595,232円	757,881円	977,598円
④訪問リハビリ	367,740円	633,420円	407,466円
⑤居宅療養管理指導	121,698円	94,770円	140,238円
⑥通所介護	45,158,274円	49,773,843円	37,928,502円
⑦通所リハビリ	16,680,528円	15,161,031円	10,247,562円
⑧短期入所生活介護	260,217円	373,260円	310,410円
⑨短期入所療養介護	94,311円	0円	179,901円
⑩福祉用具貸与	3,992,445円	5,341,725円	4,336,911円
⑪特定福祉用具販売	1,396,367円	1,154,213円	1,095,022円
⑫住宅改修	4,079,357円	4,252,552円	2,342,047円
⑬介護予防支援	11,924,440円	13,483,720円	9,899,680円
⑭特定施設入居者生活介護	5,281,866円	8,458,407円	5,503,329円
計	106,818,539円	115,012,306円	83,265,903円

【地域密着型介護予防サービス】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①認知症対応型通所介護	1,280,772円	266,814円	0円
②小規模多機能型居宅介護	49,734円	1,202,283円	3,104,757円
③認知症対応型共同生活介護	0円	0円	557,847円
計	1,330,506円	1,469,097円	3,662,604円

【施設介護サービス】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護老人福祉施設	310,107,403円	262,128,924円	181,425,013円
②介護老人保健施設	233,665,560円	225,169,272円	155,260,613円
③介護療養型医療施設	16,931,772円	15,118,569円	13,362,741円
計	560,704,735円	502,416,765円	350,048,367円

【その他の保険給付】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①特定入所者介護サービス	90,406,640円	105,564,200円	72,780,200円
②高額介護サービス	39,252,911円	39,218,842円	21,572,052円
③高額医療合算介護サービス	5,999,922円	6,235,589円	1,311,114円
④審査支払手数料	2,001,007円	2,133,293円	1,516,546円
計	137,660,480円	153,151,924円	97,179,912円

(5) 地域支援事業の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護予防事業	5,316,863円	4,281,674円	4,614,447円
②包括的支援事業・任意事業	14,178,847円	15,354,253円	13,499,084円
計	19,495,710円	19,635,927円	18,113,531円

(6) 市町村特別給付の実施状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①入浴補助用具購入	184,030円	228,439円	195,482円

(7) 介護保険料の賦課状況

◆ 介護保険料賦課状況

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第1段階	158人	2.1%	152人	1.9%	157人	2.0%
第2段階	1,334人	17.4%	1,388人	17.6%	1,353人	17.0%
第3段階	1,146人	15.0%	1,253人	15.8%	1,283人	16.1%
120万円以下	630人	8.2%	689人	8.7%	718人	9.0%
上記以外	516人	6.8%	564人	7.1%	565人	7.1%
第4段階	2,125人	27.8%	2,117人	26.8%	2,102人	26.5%
80万円以下	1,259人	16.5%	1,225人	15.5%	1,173人	14.8%
上記以外	866人	11.3%	892人	11.3%	929人	11.7%
第5段階	1,176人	15.4%	1,261人	15.9%	1,255人	15.8%
第6段階	837人	10.9%	883人	11.2%	941人	11.8%
第7段階	631人	8.3%	602人	7.6%	583人	7.3%
第8段階	115人	1.5%	129人	1.6%	133人	1.7%
第9段階	125人	1.6%	127人	1.6%	142人	1.8%
計	7,647人	100.0%	7,912人	100.0%	7,949人	100.0%

※ 年度途中の資格取得者・喪失者も含むため、P 9の被保険者数と一致しません。

(8) 介護保険料の収納状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調定額	410,194,900円	422,134,200円	438,890,500円
収納額	408,973,400円	420,783,600円	294,837,700円
還付未済額	203,200円	37,600円	680,600円
実収入額	408,770,200円	420,746,000円	294,157,100円
未納額	1,424,700円	1,388,200円	144,733,400円
収納率	99.65%	99.67%	67.02%